

令和6年度 児童手当制度改革の概要について

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の制度が一部改正されました。

1. 児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡充されます。
2. 所得制限が撤廃され、所得に関わらず手当を受給できます。
3. 第3子以降の手当額が30,000円に増額されます（多子加算）。
4. 多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。※1
5. 支払回数が年3回から年6回（偶数月）になります。

※1 請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）している場合に限る

支給額について 対象となる児童1人あたりの月額

制度改正前 令和6年10月支給分まで（6～9月分）

所得制限限度額未満 児童手当		所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満 特例給付		所得上限 限度額以上 支給対象外		
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円	一律	5,000円	一律	支給なし	
3歳～ 小学生	第1子・第2子					10,000円
	第3子以降					15,000円
中学生						10,000円

制度改正後 令和6年12月支給分から（10・11月分）

◎所得制限の撤廃により、特例給付と支給対象外の方がいなくなります。

年齢区分		支給月額
第1子・第2子※	3歳未満 (3歳の誕生日まで)	15,000円
	3歳～18歳の年度末	10,000円
第3子※	0歳～18歳の年度末	30,000円

※第1子、第2子などの数え方について

次に該当する子を、年齢の高い順に、「第1子」、「第2子」…と数えます。

- ・請求者（受給者）が養育している0～18歳の年度末までの子。
- ・請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担をしている19～22歳の年度末までの子。

多子加算のカウント対象について 高校生年代まで⇒大学生年代までに拡大

制度改正前

18歳到達年度末まで（高校生年代）

制度改正後

22歳到達年度末まで（大学生年代）

※請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）していることが条件となります。

大学生年代から順に数えて、第3子以降の手当額が30,000円に増額となります。

▶算定例	児童年齢	算定	支給金額（円）	児童年齢	算定	支給金額（円）
	22歳	第1子	10,000		23歳	カウント対象外
18歳	第2子		10,000	17歳	第1子	10,000
14歳	第3子		30,000	14歳	第2子	10,000

支払回数について 年3回から年6回（偶数月）になりますが、年間の支給額に変更はありません

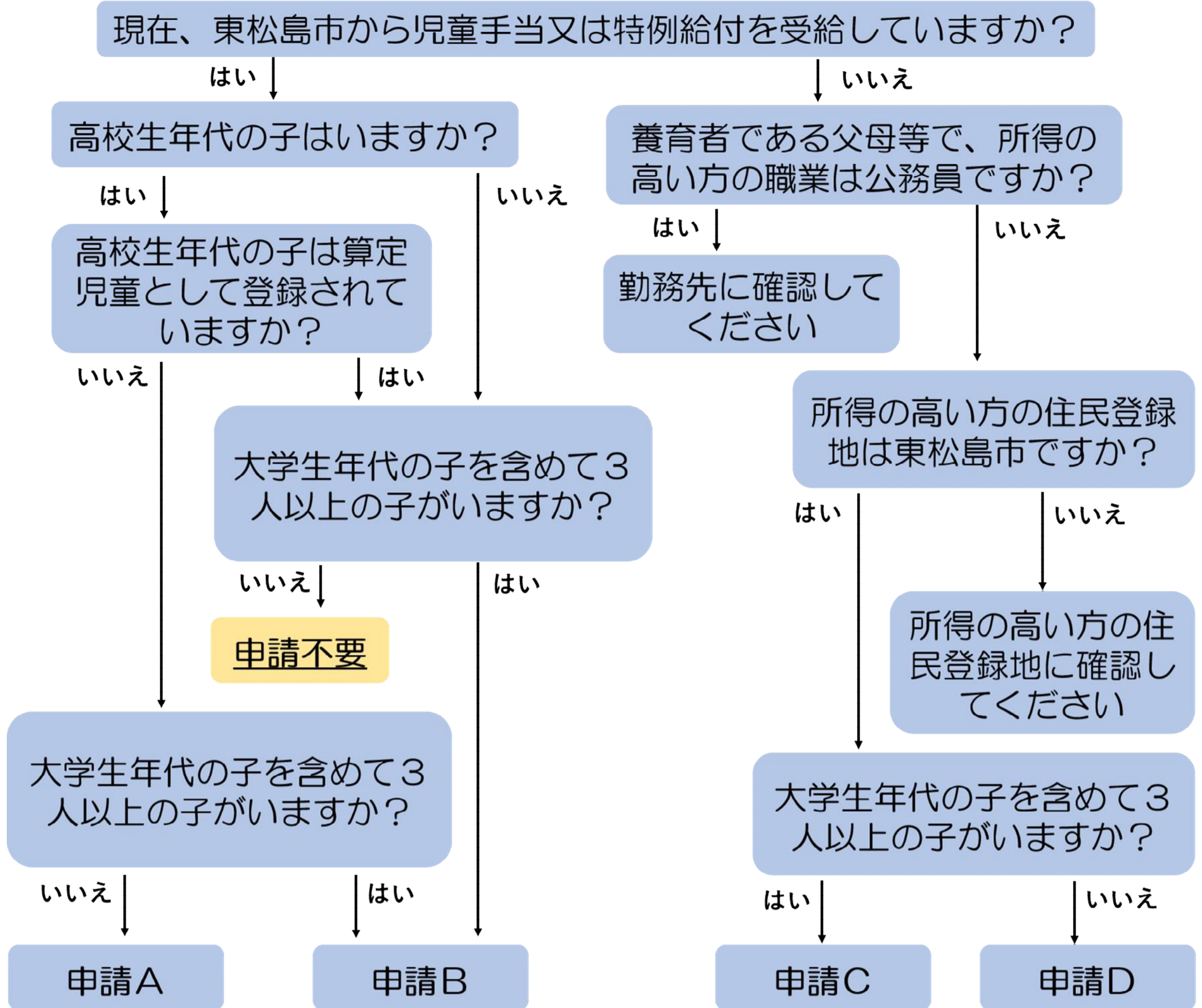
▼支給スケジュール

支給月	R6.10月	R6.12月	R7.2月	R7.4月	R7.6月	R7.8月
支給対象の手当	6～9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分

- ・拡充後初めての支給は令和6年12月11日（10・11月分）です。
- ・原則として偶数月の11日に支給しますが、土日祝の場合は前の平日となります。

■問：東松島市役所 子育て支援課 0225-82-1111（平日8:30～17:15）

手続き要否確認フローチャート



申請方法について 市役所1階子育て支援課で申請してください

▼申請対象者A

児童手当額改定請求書

▼申請対象者B

児童手当額改定請求書 / 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者C

児童手当（新規）認定請求書 / 監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者D

児童手当（新規）認定請求書

※新規申請者は、請求者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、請求者の健康保険の資格情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面の提示）が必要です。